

事 務 連 絡
令和4年12月22日

県立学校長 様

石川県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、全国的にこの冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているところです。

感染防止については、これまで、12月6日付通知等によりその徹底を図るようお願いしてきたところですが、冬休みに入ると児童生徒の行動範囲が広がることから、改めて感染症対策の徹底をお願いします。その際、特に以下の点に留意願います。

児童生徒に対して、感染症対策について指導を徹底するとともに、一斉送信メール等により、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・カラオケボックス等の遊興施設など、混雑している場所や時間を避け、感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・都道府県をまたいで移動する際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- ・呼気が激しくなる運動を行う際や、自転車・徒歩での登下校時等、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。（6月16日付事務連絡「夏季における児童生徒のマスク着用にかかる運用の徹底について」参照）

【部活動について】

- ・部活動中に飲食する場合は、向かい合わないようにし、大声での会話を控える。
- ・部活動前後の集団での飲食は控える。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、6月30日付事務連絡「部活動の制限の解除について」で示した事項について改めて確認する。

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、児童生徒に徹底する。